

2026年4月27日

金沢地方裁判所 御中

意見陳述書

原告団副団長 盛本芳久

原告の盛本芳久です。

私は高校生まで志賀町で暮らし、現在は金沢市に住み、県議会議員を務めております。志賀原発から東およそ8キロの実家には母が暮らしており、能登半島地震で被災した妹夫婦が自宅再建を目指しながら同居しています。私は2016年にも本件について意見を述べており、本日は2度目の陳述となります。

本訴訟は2012年、福島第一原発事故を契機に提起されました。原子力発電がもつ根本的な危険性と、それに対する我が国の安全対策の脆弱さに対する強い危機感が出発点です。それから十数年が経過しましたが、いまだ裁判所の判断は示されていません。この間、私たち原告はそれぞれの生活に根ざした切実な問題として、原発からの脱却を訴え続けてきました。しかし、司法は主体的判断を避け続けています。裁判所が13年間も判断を示していないことは、「違法・違憲」の状態だとの声も聞こえるのです。

原子力発電をめぐる状況はますます悪化しています。

まず、福島第一原発事故の現状について申し上げます。事故から十年以上が経過した現在も、廃炉作業は困難を極めています。約880トンと推定される熔融燃料の取り出しは、わずか0.9グラムにとどまり、完了の見通しは立っていません。汚染水の処理と海洋放出も継続されており、環境や地域産業への長期的影響に対する懸念は解消されていません。また、避難者の問題も深刻です。帰還政策が進められる一方で、生活基盤の喪失やコミュニティの分断、健康不安などにより、多くの人々が元の生活を取り戻せていません。住宅支援の縮小により、多くの自主避難者が厳しい状況に置かれています。原発事故の被害は一過性ではなく、長期にわたり個人と地域社会に影響を及ぼし続けています。原子力緊急事態宣言も解除されておらず事故は終わっていないのです。

こうした現実、原発の安全性に関する考え方そのものを問い直しています。いわゆる「安全神話」は崩壊し、「過酷事故は起こり得る」という前提に立った深層防護の考え方が採られるようになりました。しかしこれは、安全が確保されたことを意味するものではなく、むしろ制御の限界を示すものです。深層防護の最終段階は住民防護、すなわち避難計画ですが、その存在自体が、放射性物質の放出を完全には防げないことを前提としています。私たちはこれまで、避難計画の実効性に重大な問題があることを指摘してきました。そして、その懸念は、2024年の能登半島地震によって現実のものとなりました。この

地震では道路の寸断や通信障害、広域停電が発生し、複合災害下における避難の困難さが明らかになりました。

地震後、国は屋内退避の活用を重視する方針を示しましたが、これは建物の安全性やライフラインの維持を前提とするものです。実際の震災では建物の損壊や長期停電、断水が広範に発生しており、その前提自体が成り立っていません。情報伝達の混乱も加われば、住民が適切な判断を行うことは困難であり、結果として被ばくリスクが高まります。住民防護は制度として存在しても、実際には機能し得ないのです。

さらに、志賀原発に関連する地殻変動の問題があります。適合性審査において原発周辺の活断層の評価が行われようとしている中、国土地理院は、原発敷地を南北に貫く長さ3キロメートル以上の断層を「活断層であると判断することが妥当」として公表しました。これは原子炉直下に活断層を認めないとする規制基準に照らせば、極めて重大な内容です。

しかし、北陸電力は従来の評価を基本的には維持し、規制委員会も再検証に消極的な姿勢にとどまっています。国の機関による広域的な地形の解析と民間事業者による局所的調査との乖離は十分に検証されていません。また、能登半島地震によって起きた最大5mもの地盤の隆起や沈降が原発敷地で起きる想定はされているのでしょうか。

新たな科学的知見が速やかに安全審査に反映されないという制度的欠陥が露呈しています。不確実性がある場合には安全側に立つべきという原則も機能していないと言わざるを得ません。

一方、原子力発電所を運営する電力事業者の管理能力および倫理観にも重大な問題があることが、近年の複数の不祥事によって明らかとなっています。全国の電力会社においては、検査データの改ざんや安全管理上の不備が繰り返し発覚しており、とりわけ中部電力浜岡原発におけるデータ不正は象徴的な事例です。この件では、耐震設計の基礎となる地震データの評価に際し、結論に都合のよいデータのみを選択するという悪質な手法が採られていました。結果ありきの判断が行われたことにより、安全性に対する信頼は著しく損なわれています。

このような不正の背景には、安全確保よりも再稼働を優先する組織の風土や、不正を抑制できない社内管理体制の欠陥があると考えられます。また、規制委員会に対して事実と異なる説明が行われていた点も極めて重大であり、事業者のコンプライアンス意識の欠如が明らかになりました。

規制委員会側にも構造的な問題があります。現行の審査体制は事業者から提出されたデータに大きく依存しており、その真偽を独立して検証する仕組みが十分に整備されていません。その結果、不正を見抜くことができず、手続の適正さに重点が置かれる一方で、内容の信頼性に関する実質的な審査が不十分となっています。また、近年、電力会社の社員

が規制庁に多数派遣されているという実態は、規制する側の「手の内」を規制される側が把握するという異常な状態となっています。このような規制の限界は、安全確保の根幹を揺るがすものです。

志賀原発においても昨年、核物質防護の不適切な運用が発覚しており、法令違反が長期間にわたり是正されず継続していたことが明らかになりました。防護手続が現場で遵守されていなかっただけでなく、管理監督および内部チェック体制も機能していなかったことは深刻です。核物質防護はテロ対策を含む国家安全保障に直結する重要な分野であり、この事案は単なる運用上のミスではなく、安全文化の欠如と構造的な管理不全を示す重大な事案といえます。

原子力発電所は平時においても重大事故の潜在的リスクを抱えていますが、現代の不安定な国際情勢の下では、その危険性は一層増大しています。戦争や武力攻撃の対象となった場合、原発は通常兵器をはるかに超える広域かつ長期的な被害をもたらす可能性があります。近年の地域紛争においても、原子力施設が攻撃や占拠の対象となるリスクは現実のものとなっています。そして、テロ組織による物理的攻撃やサイバー攻撃といった多様な脅威も想定されます。このように、原発は単なるエネルギー供給施設にとどまらず、安全保障上の重大なリスク要因であると認識する必要があります。

原発が動き続ける限り増え続ける放射性廃棄物の処理・保管の見通しは全く立っていません。2016年に高速増殖炉「もんじゅ」の廃止措置が決められ、計画から30年遅れの再処理工場の完成は今年も絶望的です。核燃料サイクル政策は破綻しています。そして、高レベル廃棄物の地層処分方針も全く答えが見出せないままです。

以上の諸点から、本件で私たち原告が指摘してきた問題は、事業者にとっては不都合な真実によって繰り返し裏付けられており、「原発は安全ではない」という認識は十分に合理性を有しているといえます。それにもかかわらず、政府は近年、エネルギー政策を転換し、原発の活用および再稼働を推進する方向へと舵を切っています。しかし、過酷事故の教訓、戦争による核被害、廃炉の困難性、避難者の現状、自然災害リスク、事業者の不祥事、規制委員会の機能不全、隆起・活断層の存在、廃棄物の保管・処分など、いずれも未解決のままです。これらの課題を放置したまま政策のみを推進することは、国民の生命および安全を軽視するものといわざるを得ません。

さらに、北陸電力は規制基準への適合性をもって安全性を主張しようとしていますが、その規制基準自体が絶対的な安全を保証するものではないことは、規制委員会自身も認めています。基準が厳格化されたとしても、不確実性が完全に排除されることはありません。

能登半島地震から2年と4か月、世界農業遺産に認定された能登の里山里海の復旧と復興の努力が続けられています。農地の修復によって作付面積は回復しつつあります。環境に配慮した田んぼには来月トキが放鳥され、引き続き価値ある米や野菜、果実が生産され、海の幸とともに、能登や金沢・加賀、全国の人々に提供されます。はたしてこの復興のとりくみに、安全に不安をかかえ、一瞬のうちに全てを台無しにしてしまうかもしれない志賀原発は存在してよい施設なのか、慎重な判断が求められます。

司法には、行政判断を追認するのではなく、憲法の要請に基づき、国民の生命および身体の安全を守る最後の砦としての役割が求められます。志賀原発の運転によるリスクは、一度顕在化すれば取り返しのつかない被害を広範囲にもたらすものであり、予防的観点から運転差止めを求めることは極めて合理的かつ正当です。

よって、裁判所におかれましては、国の審査結果を待つことなく、一刻も早く主体的かつ独立した判断により、この志賀原発の運転差止めを認めていただきますよう、強く訴え意見陳述を終わります。